

第91号議案

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例（平成18年加東市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前		改 正 後	
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
加東市社放課後児童健全育成施設「やしろなかよしくらぶ」	加東市社 <u>1652番地1</u>	加東市社放課後児童健全育成施設「やしろなかよしくらぶ」	加東市社 <u>1番地6</u>

[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第91号議案 要旨

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和7年度の社地域小中一貫校の開校に合わせて、社地域の放課後児童健全育成施設を1箇所に統合し運営するため、現在の加東市社放課後児童健全育成施設「やしろなかよしクラブ」（以下「やしろなかよしクラブ」という。）を用途廃止し、やしろなかよしクラブを新設することに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

やしろなかよしクラブの位置を改めること。（第2条関係）

3 施行期日 令和7年4月1日